



あいづ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

紙面学習

シリーズ 45

『賃金闘争サイクル』

春闘における民間賃金の増が、人事院勧告・人事委員会勧告に反映されます。そして私たちの秋の闘いで、賃金増を勝ち取るにつな갑니다。

ています。

▼今回の紙面学習シリーズも、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基に「賃金決定の原則と」賃金闘争サイクル」についての内容となります。

▼本題に入る前に、賃金決定の原則について触れておきます。地方公務員の賃金については、地方公務員法第24条において【図表1】のように定められ

【図表1】地方公務員法第24条（抜粋）

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）
第24条

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。



▼次に人事院勧告制度と自治体賃金の決定について触れます。

民間企業は、概ね2月～4月の「春闘期」に労使交渉が行われ、賃金が決められます。しかし、公務員は「公共の福祉」「全体の奉仕者」の名のもとに労働基本権の制約を受け、労使交渉だけでは賃金・労働条件を決定できません。そのため、公務員賃金の決定は労働基本権制約の「代償措置」と呼ばれる「人事院勧告制度」「人事委員会勧告制度」に大きく委ねられています。

当面の日程

- 3月19日(木)
15:00～総支部第63回定期大会(御宿 東鳳)
- 19:00～総支部単組団結交流会(御宿 東鳳)
- 3月24日(火)・25(水)
新・旧総支部事務局長あいさつ回り(予定)



人事院勧告制度は国家公務員の賃金決定に当たり、毎年4月の民間労働者の賃金水準と国家公務員の賃金水準を比較し、その均衡を確保することを基本に勧告を行う仕組みとなっています。人事院勧告は内閣と国会に対して行われ、内閣は勧告を受け給与法改正案を閣議決定し、国会の議決を経て国家公務員の給与改定が実施されます。

地方公務員の賃金については、都道府県や政令指定都市、東京都特別区などにも、人事院と同じ性格を持つ「地方人事委員会」が設けられ、給与改定が勧告されています。この勧告に基づき、各自治体の議会において給与条例が議決され、賃金が決定します。

しかし、「地方人事委員会」の設置は

都道府県と、人口15万人以上の都市に限られ、実際に、政令指定都市以外の市町村で人事委員会を設置しているのは和歌山市のみで、その他の市町村では給与勧告制度自体が存在しません。こうした市町村には、公平委員会が設けられていますが、公平委員会は給与勧告権限を持っていないため、給与の決定は人事院や県人事委員会の勧告に事実上、左右されています。

前述の通り地公法において、職員給与は、①生計費、②国家公務員、③他の地方公共団体の職員、④民間賃金、⑤その他の事情を考慮して決定するとなっていますが、この「均衡の原則」の5つの要素のうち、総務省は④の地域の民間賃金を重視する姿勢を強めており、地方自治体の賃金への引き下げ圧力として作用しています。

また近年では、自治体財政の悪化を理由に、独自の賃金カットや人勧の値切り・不遡及を行う例も見られます。自治体の場合の経営責任は、スクラップができない首長を始めとした「当局」にあります。

【図表2】自治労賃金闘争サイクル

	民間企業	国家公務員	地方公務員	自治労
春闘期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2月～春闘スタート ■ 3月 民間企業交渉妥結 ■ 4月 民間企業の給与改定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1月 国公給与実態調査 ■ 2月～4月 民間企業の給与調査項目・企業の確定 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 2月～4月 連合・公務労協に結集し、春闘に参加。総務省や人事委員会等の対策。
人勧期		<ul style="list-style-type: none"> ■ 5～6月 民間給与実態調査（民調）の実施 ■ 8月 人事院勧告 ■ 9月（下旬） 政府の勧告の取り扱い方針の決定 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 9月中旬～10月下旬 各県・政令市等の地方人事委員会勧告
賃金確定期		<ul style="list-style-type: none"> ■ 10月～11月 政府の給与改正法案閣議決定・国会提出 ■ 11月中旬 給与法改正案国会で決議、国家公務員の給与が確定（俸給表等の改定により賃上げがあった場合には、4月に遡って給与の差額が支給・調整） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11～12月 地方自治体での条例改正、地方公務員の給与が確定（給料表等の改定により賃上げがあった場合には、4月に遡って給与の差額が支給・調整） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 10～11月 自治体確定闘争本格スタート。要求書提出・交渉強化。

す。百歩譲って、職員の賃金カット等は、最終手段でなければなりません。▼前置きがとても長くなってしまいました。【図表2】が自治労賃

金闘争サイクルです。民間春闘を共に闘い、その結果を受けて人事院・人事委員会勧告があり、私たちの秋の闘いが始まるという流れがお分かりいただけると思います。

編集後記

○オリンピックが終わると、武力紛争が始まるんですね。北京オリンピック閉幕後にロシアによるウクライナ侵攻が始まり、今回もまた…。米国の経済制裁下にあるイランの最大の石油輸出先は「中国」（輸出の約90%）なのだそうです。トランプ大統領は、今月末、中国を訪問します。交渉を有利に進めるための軍事作戦だったのでないか？という話もあります。独裁者同士の喧嘩に巻き込まれる一般市民はとて不幸です。（坂内）



総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

